

◎三十八番（宮本しづえ君）日本共産党の宮本しづえです。県政全般について質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルス感染症は、八月以降は連続一か月以上の新規感染者が確認され、累計では二百五十一人となり、九月は立て続けに三人の方が亡くなられました。心からお悔やみ申し上げます。

新たなクラスターも発生、会津医療センターのクラスターは十七人となりました。新たな感染拡大防止のため、大規模なPCR検査を実施し、感染者を隔離、保護する方針を示すべきです。

本県では、まだ重症者が多くは発生していませんが、これからインフルエンザとコロナの同時感染拡大も危惧されており、重症化の懸念もあることから、重症者の治療に当たる集中治療用ベッドは余裕を持って確保しておく必要があります。

集中治療用ベッド数は、人口十万人当たりドイツは三十三・九、多くの死者が出たイタリア八・六に対し、日本はさらに少ない五ベッドという状況にあり、重症者の多発で医療逼迫を招かないためにも今からの備えが重要です。

そこで、本県のコロナ感染の重症者向け病床及び人工心肺装置、いわゆるエクモの確保状況とエクモを稼働できる医療機関数について伺います。

エクモなどの医療機器の整備については、県が責任を持って医療機関に費用を補助すべきと思いますが、県の考えを伺います。

コロナ感染症が治癒した後に重篤な後遺症を発症する事例があると指摘されています。コロナ感染症は、単なる呼吸器疾患ではなく全身性の疾患であり、血栓症や心筋症、間質性肺炎等の後遺症を発症しやすいと言われます。

コロナ感染症による後遺症を発症した患者について、医療費を公費負担とするよう制度創設を国に求めるとともに、当面は県での助成を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

国は、コロナ感染症を重症者の治療に重点化し、必ずしも隔離を絶対条件とはしないことを検討しています。しかし、家庭内感染はもとより、感染者の自由な行動を規制できず、感染を拡大する危険が避けられません。

無症状でも感染力があり、感染拡大防止には感染者を隔離、保護することが重要です。

感染者は引き続き入院することを原則とし、必要な病床数を確保すべきと思いますが、県の考えを伺います。

国は、医療や介護、障がい者施設の職員に慰労金を支給しますが、この慰労金の対象にならないのが保育所や学童クラブ支援員、院外薬局職員、救急搬送を担う消防士等です。

学童クラブの支援員は「急遽午前中からの開設要請を受け入れ、一日十二時間勤務が連日続いた。いつ終わるか分からない、終点のないマラソンを走らせられたような日々だった」と語りました。

全国学童保育連絡協議会の調査では、国に先駆け独自に支給する自治体が増えており、山形県は五万円、寒河江市は最大六万円など二十四自治体に上ります。

保育所や放課後児童クラブの職員を慰労金の支給対象とするよう国に求めるとともに、県での支給も検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。患者さんと直接接する職種である院外薬局の職員を慰労金の支給対象とするよう国に求めるとともに、県での支給も検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

同様に、消防職員を慰労金の支給対象とするよう国に求めるとともに、県

での支給も検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

コロナの影響により売上げが三割以上減少した世帯は、国税の減免対象となりますが、手続が煩雑、最初から該当しない業種と言われ申請書すら渡されなかったなどの問題が県内でも起きています。

県内の感染症の影響による国税の減免決定件数について伺います。

国税の減免について、県内の実態を調査し、改善指導すべきと思いますが、県の考えを伺います。

県は、今年国保運営方針の見直しを行います。現方針では、県統一保険料率を実現するとしていますが、これは全国でも少数です。

コロナ禍で暮らしが悪化し、平均保険税額格差が一・六倍もある中で、国税率の県内統一の実現は困難であると思いますが、県の考えを伺います。

次に、原発事故についてです。

東日本大震災と原発事故から九年半が経過、今もなお県の発表だけでも三万七千人を超す避難者が県内外に避難生活を続けており、生活と健康をめぐる状況は厳しさを増しています。

浪江町津島の避難者を調査した精神科医の蟻塚医師は、調査した五百人の四八・四％の人がPTSDの症状を訴え、非常に高い値と指摘。現在も放射線を恐れる人はより大きなストレスを抱え込み、PTSDの発症率が高まってしまうと述べ、自分の思いを率直に語り、支え合う環境が必要だと指摘します。

県は、全国に分散避難する避難者の実態を調査する必要があると思いますが、県の考えを伺います。

生活支援相談員や生活再建支援拠点等を強化し、より丁寧な避難者支援を講じていく必要があると思いますが、県の考えを伺います。

また、災害公営住宅、県の復興住宅に移行した人の中で、孤独死した人が

県全体で四十二人、先月も南相馬市小高区の避難者の孤独死が発見され、今年だけで十人に上ったと報告され、被災者へのきめ細かな支援はむしろこれからが重要と言えます。支援団体の調査でも生活の厳しさが増していると報告されました。

私が話を聞いた避難者は「復興住宅の家賃が発生し、公共料金の支払いも困難になってきた。今は医療費は免除されているが、これがなくなったらと思うと不安でたまらない」と言います。国は、復興十年以降、減免を見直すとしています。

避難指示区域等における国保税、介護保険料等の減免の継続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

東電と国の責任の明確化と被った被害に見合う賠償を求めて闘っている原発裁判で、最大の原告数となる生業訴訟が明日九月三十日、仙台高裁判決を迎えます。この間、県も賠償指針の見直しを国に求め、今議会には訴訟の議案も提起されるなど、完全賠償を求める方向は同じです。

県は、原子力損害賠償に係る集団訴訟の原告を含め、賠償を求める県民を支援する姿勢を示すべきと思いますが、県の考えを伺います。

今なお避難指示が継続する帰還困難区域について、国が除染を前提としない避難指示の解除を検討しているかのような報道があり、関係住民から反発が起きています。

帰還困難区域の避難指示解除に当たっては、徹底した除染を行い、年間追加被曝線量一ミリシーベルト以下とするよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組は町村の実情を踏まえ対応するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

除染土壌の再利用については、二本松市や南相馬市で実証事業の段階から

反対が相次ぎ、環境省は中断や断念に追い込まれてきた中で、飯舘村長泥地区は除染の除去土壌再生利用を苦渋の選択で受け入れました。これまでは、覆土して畑地とし、花等の景観作物を栽培する方針でしたが、八月に覆土なしで食用作物栽培を行っていると伝えられました。

そこで、以下伺います。

飯舘村長泥地区環境再生事業において、覆土なしで除去土壌の再生利用が行われるのか伺います。

同事業が着手された工区において、再利用される除去土壌はどの程度の量が見込まれているのか伺います。

村民の反対がある同事業における除去土壌の再生利用を中止すべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、飯舘村の仮設焼却施設跡地を使った木質バイオマス発電計画について、排気中の放射能による環境汚染の懸念があるとして、野党国会議員も共同で計画の見直しを国に求めました。

住民からも反対の声が上がる飯舘村における木質バイオマス発電計画について見直しを求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

二十日開館した伝承館において、県は語り部に東電や国の批判を禁じ、話す内容までチェックしているとのこと。福島県の伝承館の最大の役割は、県も国会事故調査委員会も人災とした原発事故の実相と教訓を余さず伝えることです。県民が今なお継続する様々な被害に苦しみ続けていること、二度と繰り返させない思いを込め懸命に復興に取り組んできたことを語り部が自らの言葉で経験や思いを伝えることは、極めて大きな説得力を持つものと思います。

東日本大震災・原子力災害伝承館において、語り部が震災や原発事故の経験を率直に伝えられるようにすべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、環境問題についてです。

地球温暖化による世界的規模の気候変動は、各地に甚大な大規模災害をもたらし、温暖化対策は人類の死活的課題となっています。温暖化対策を議論するC O P 26はコロナの影響で来年に延期されましたが、世界で五番目にC O<sub>2</sub>排出量の多い日本が石炭火力発電に固執していることに世界からは大きな批判があり、今後の取組が注目されています。

石炭火力発電からの脱却は待ったなしの課題であり、県内のC O<sub>2</sub>排出量にはカウントされないとはいえ、現在建設中の新たな石炭火力発電所の整備はこの世界の流れに逆行、批判は免れません。

世界では、持続可能な社会を目指すS D G sの取組が進み、国内でも二〇五〇年までにC O<sub>2</sub>排出量ゼロを目指す十六自治体を含め、気候非常事態宣言や表明等を行った自治体は二十一都道府県、福島県内三つを含めて百五十一自治体まで広がってきました。本県も異常気象による災害が頻発しており、温暖化対策は本気の取組が求められています。

そこで、県として二〇五〇年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

災害対策では、コロナ禍の下での新たな対応も課題となっています。このほど昨年の東日本台風と豪雨災害時の県の対応を検証した専門家委員会の報告が県に提出されました。命を守るための迅速な避難行動に係る取組、県の災害対応の改善点が提起されました。

県は、令和元年東日本台風等に関する検証を踏まえ、どのように災害対応の改善を図っていくのか伺います。

コロナ禍の下で、避難所の環境改善のため、県は備品やホテル宿泊への補助事業をつくりましたが、市町村からは事業継続の要望があります。

避難所の新型コロナ感染対策強化事業を継続していくべきと思いますが、

県の考えを伺います。

避難所の環境改善も繰り返し求めてきたところですが、避難問題の研究者が一致して求めているのがTKB48、すなわち洋式トイレ、温かい食事の提供、ベッドを四十八時間以内に配備することです。経済大国日本でなぜ実現できないのか、避難者、国民が大切にされていないことのあかしではないでしょうか。

去年の災害関連死が六人に上るとの報告です。せっかく助かった命を避難の中で落とすような痛ましい悲劇を繰り返さないためにも、避難所の改善が求められているのです。

避難所で洋式トイレ、温かい食事及びベッドを四十八時間以内に整備することについて市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、農業問題についてです。

今年は、県北地方で本県特産物の一つである桃に広範囲にせん孔細菌病が発生しました。県は、今議会の補正予算に防風ネット設置費等を補助する予算を計上したことは一歩前進です。同時にせん孔細菌病の原因究明と有効な消毒剤等の開発が進んでおらず、この対策が求められます。

県の農業総合センターの果樹研究所におけるモモせん孔細菌病の試験研究を強化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

今年から米の全量全袋検査は避難指示区域を除き三百五十七の旧市町村単位の抽出検査に変更されました。しかし、抽出検査に移行する地域において独自に放射性物質検査を実施する団体や市町村に対する補助は継続するとしています。

喜多方市は、千葉県松戸市の学校給食三万人分に喜多方産米を使用する契約を締結、安心・安全を担保するため、市として独自に米の自主検査を実施すると伺いました。

県は、個人や団体が独自に行う米の放射性物質検査に対して助成すべきと思いますが、県の考えを伺います。

米は、基幹作物であると同時に、水田は環境保全の意味からも重要な役割を担っており、異常気象による豪雨が頻発する下では、水田の貯水機能を最大限生かすことは災害対策としても有効です。田んぼダムは、本県でも本宮、須賀川、田村の三市が実施しており、伊達市、郡山市が検討中とされています。

県は、水田の貯水機能を活用した田んぼダムの取組を推進するため、市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、伊達市への大型商業施設計画についてです。

伊達市は、市街化調整区域の堂ノ内地区に東北最大級の売場面積を有する大型ショッピングセンター、イオン誘致のため、都市計画法に基づく地区計画策定に向け、県に正式手続申請を行いました。伊達市は、この計画素案を地元住民に説明し、意見を聴く公聴会を九月二十四日に開催、傍聴人は当初十人に限定していましたが、市民の要求で拡大されました。

大型店の出店を前提とする地区計画は、地元商店のみならず広範な地域への影響が懸念されます。

伊達市による堂ノ内地区における都市計画法に基づく地区計画の策定に当たり、県が意見を聴く市町村の範囲を伺います。

県都市計画県北区域マスタープランにおいては、商業地は中心部に配置するとしています。

県は、商業まちづくり基本方針において地域の小規模小売店をどのように位置づけているのか伺います。

また、県の商業まちづくり推進条例の基本方針との整合性を図る必要があります。



商業まちづくり基本方針において、市街化調整区域は大型商業施設を抑制すべき地域としていますが、県はこの基本方針に基づきどのように対応していくのか伺います。

県が商業まちづくり推進条例を創設するに当たり、二〇〇四年に行った影響調査報告によれば、売場面積一万五千平米以上の店舗は周辺市町村に影響を及ぼすと結論づけています。イオンの売場面積七万平米は、その四倍を超え、年間利用者千五百万人、従業員三千人を見込むなど、周辺自治体にも重大な影響は避けられません。

コロナ禍もあり、経済指標が悪化、人口減少と高齢化が加速する下で、個人消費の拡大は考えにくい状況にあります。

県は、商業まちづくり推進条例の趣旨である持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの観点から、大型商業施設の出店については慎重に対応すべきと思います。県の考えを伺います。

最後に、夜間中学についてです。

文科省は、全都道府県に夜間中学の設置を進めるとし、国補助も今年からは設置のための費用を認めることとなりました。福島市の自主夜間中学の開設は今年で十年を迎えました。

こうした民間の努力を県が引き継ぎ、県立の夜間中学を設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

◎議長(太田光秋君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

◎知事(内堀雅雄君) 宮本議員の御質問にお答えいたします。

二酸化炭素排出量の削減についてであります。

地球温暖化対策の国際枠組みであるパリ協定は、今年から世界各国におい

て本格的な運用が始まりました。持続可能な社会への転換に向けて、気候変動や新型感染症にも対応しながら、全ての国が協力、連帯して二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減を進めていく必要があります。

このように、温暖化対策は地球規模での対応が求められているものですが、一方で地域や企業、そして私たち一人一人が取り組むべき重要な課題であります。

このため、本県においては、福島県地球温暖化対策推進計画に基づき、地球にやさしいふくしま県民会議を中心として福島議定書事業やエコチャレンジ事業等による省エネルギーやリサイクルを推進するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や水素エネルギーの普及促進などに積極的に取り組んでいるところであります。

今後は、環境省との連携協力協定に基づき、温暖化対策の充実強化を図るとともに、県民、事業者、市町村等、あらゆる主体との連携を深め、二酸化炭素の排出削減に総合的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る消防職員への慰労金につきましては、国の第二次補正予算において対象とされておりませんが、感染者等を救急搬送する場合は防疫等作業手当の支給対象になるとされております。

新型コロナウイルス感染症への対応は全国共通の課題であることから、引き続き慰労金に係る国の取扱いや他県の動向を注視してまいります。

次に、令和元年東日本台風等に関する検証を踏まえた災害対応の改善につきまして、命を守るための避難行動に係る取組として、平時から自らの災害リスクや避難行動について考えておくマイ避難の推進や空振りを恐れ

ず早めの避難を促す取組、避難行動要支援者への支援の強化などを進めてまいります。

また、県の情報収集機能の強化や災害物資供給体制の充実、市町村を含めた受援体制の整備などにより災害に強い体制づくりに取り組んでまいります。

次に、避難所の新型コロナウイルス感染症対策強化事業につきましては、今年度国の補正予算で創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としており、引き続き国に対し全国知事会等と連携して継続的な財政支援を求めてまいります。

次に、避難所で洋式トイレ、温かい食事及びベッドを整備することにつきまして、県の備蓄や国のプッシュ型支援等を活用して速やかに対応することとしており、食事については、研修会等を通して、バランスの取れた適温での提供を平時から検討するよう市町村に助言しているところであります。

引き続き市町村を支援し、避難所の生活環境改善を図ってまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

飯舘村長泥地区環境再生事業につきましては、実証事業の一つとして、除去土壌の上に覆土をしない一部の区画で農作物の試験栽培が行われておりますが、国及び村からは、農用地等の造成の際には、当該区画も含め、除去土壌を盛土した上に覆土すると聞いております。

次に、再生利用される除去土壌の量につきましては、環境再生事業の一部工区について未発注であるため、その全体量は公表されておりませんが、現在発注済みの工区約十七ヘクタールにおいては約二十三立方メートルが使用される計画となっております。

次に、飯舘村長泥地区環境再生事業における除去土壌の再生利用につきましては、村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置づけられ、事業の実施に当たっては、国、村及び地元住民が協議しながら進められております。

県といたしましては、安全性の確保はもとより、住民や自治体の理解が極めて重要であることから、引き続き国に対して丁寧に対応するよう求めてまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る重症者向け病床につきましては、四十二床を確保しております。また、人工心肺装置、いわゆるエクモについては、最大二十二人分、六つの医療機関で対応可能となっております。

次に、医療機器の整備につきましては、国の財源を活用し、感染者等の受け入れや重症患者に対応するために必要な人工呼吸器やエクモなどを整備する医療機関に対して助成を行っているところであり、今後も引き続き医療機関が必要な機器を整備できるよう支援してまいります。

次に、感染症の後遺症につきましては、本年八月から国において後遺症の実態に関する調査研究を始めたところであり、この研究結果や国の動向等を注視してまいりる考えであります。

次に、感染者の入院につきましては、患者の病状変化に対応するためにも必要であると考えております。また、入院治療のための病床は病床確保計画に基づき、これまで四百六十九床を確保しており、引き続き医療機関の協力の下、必要な病床の確保に努めてまいります。

次に、院外薬局の職員への慰労金につきましては、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者とは性質が異なることから給付対象外とされ

ているところであり、今後とも国の動向を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免決定件数につきましては、市町村への調査の結果、令和二年八月十五日現在で五百八十六件となっております。

次に、国保税の減免の実態等につきましては、状況の把握に努めるとともに、適切な制度の運用のため、引き続き市町村に必要な情報提供や助言をしてまいりたいと考えております。

次に、国保税率の統一につきましては、市町村と協議の上定めた福島県国民健康保険運営方針に基づき、将来的には県内統一を目指すこととしており、今後とも市町村と共に丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、避難指示区域等における国保税、介護保険料等の減免につきましては、復興・創生期間終了後においても被災者が安心して生活できるよう、国の財政支援を引き続き要望してまいります。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

地域の小規模小売店につきましては、商業まちづくり基本方針において、身近な場所で最寄り品を買えるまちづくりに必要な施設として位置づけられております。

次に、商業まちづくり基本方針に基づく大型商業施設への対応につきましては、周辺市町村等の意見や社会情勢を踏まえながら、関係法令等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、大型商業施設の出店につきましては、商業まちづくり推進条例に基づく新設の届出がなされた場合には、条例の規定に従って周辺市町村等の意見を聴きながら適切に対応してまいりたいと考えております。

(農林水産部長松崎浩司君登壇)

◎農林水産部長(松崎浩司君) お答えいたします。

飯舘村における木質バイオマス発電計画につきましては、発電事業者が策定する木質バイオマスの利用計画を確認し、必要な指導助言に努めてまいります。

次に、果樹研究所におけるモモせん孔細菌病の試験研究につきましては、これまで発生要因の解析や全国に先駆けた総合的な防除体系の構築など一定の成果を上げてきたところであります。

今後は、生産現場から要望の多い次年度の発生予測や本年九月から使用可能となった農薬を組み入れた防除体系の検証に注力するなど、引き続きモモせん孔細菌病の防除対策の開発に重点的に取り組んでまいります。

次に、個人や団体が独自に行う米の放射性物質検査につきましては、市町村、農業団体等で組織された地域の恵み安全対策協議会からの申請に基づき助成を行うことを広く周知しており、協議会や農林事務所において個別の相談に応じながら支援してまいります。

次に、水田の貯水機能を活用した田んぼダムの取組につきましては、下流域の洪水被害を軽減するものであり、水田の有する多面的機能の一つであります。

このため、引き続き多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみの取組を支援するとともに、市町村や集落等に対し、先進事例や効果等について情報提供に努めてまいります。

(土木部長猪股慶藏君登壇)

◎土木部長(猪股慶藏君) お答えいたします。

伊達市による堂ノ内地区における地区計画につきましては、伊達市に隣接する市町村をはじめ県内全市町村を対象に意見を求めることとなります。

(原子力損害対策担当理事高荒由幾君登壇)

◎原子力損害対策担当理事(高荒由幾君)お答えいたします。

原子力損害賠償を求める県民への支援につきましては、これまで国及び東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を継続することや、被害者からの請求を真摯に受け止め、誠実に対応することを繰り返し求めてまいりました。

今後とも、国、東京電力への要請はもとより、弁護士による法律相談等の支援を含め、被害の実態に見合った賠償がなされるよう取り組んでまいります。

(避難地域復興局長安齋浩記君登壇)

◎避難地域復興局長(安齋浩記君)お答えいたします。

避難者の実態につきましては、これまでも国、県、市町村共同による住民意向調査や全国各地に設置している生活再建支援拠点における相談対応、戸別訪問などを通し、個別化、複雑化している避難者の事情に応じながら課題の丁寧な把握と解決に努めているところであります。

次に、避難者支援につきましては、生活支援相談員や復興支援員による戸別訪問に加え、生活再建支援拠点での相談対応、心のケア、地域情報紙の発行等による情報提供などに取り組んでいるところであり、今後とも感染防止対策に十分留意しながら関係機関と緊密に連携を図り、きめ細かな支援を行ってまいります。

次に、帰還困難区域の避難指示解除につきましては、福島復興再生基本方針において、避難指示解除後の追加被曝線量が長期目標として年間一ミリシーベルト以下になることを目指していくとされており、県といたしましては、本目標を堅持しつつ、必要な除染が確実に実施され、避難指示が解除されるよう、引き続き国に求めてまいります。

次に、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組につきましては、避難地域の復興の進捗や状況、環境は異なることから、今後も国に対し、様々な機会を捉え、各自治体の意見を尊重しながら丁寧に協議を重ね、避難指示解除について責任を持って対応するよう求めてまいります。

(文化スポーツ局長野地 誠君登壇)

◎文化スポーツ局長(野地 誠君) 答えいたします。

東日本大震災・原子力災害伝承館における語り部につきましては、館内の展示見学に加え、震災及び原発事故による被災の状況や実際の体験、さらには現在に至るまでの様々な場面での自らの率直な思いを来館者に分かりやすく伝える取組を進めているところであります。

(こども未来局長佐々木秀三君登壇)

◎こども未来局長(佐々木秀三君) 答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る保育所や放課後児童クラブ職員の慰労金につきましては、仕事を休むことが困難な保護者の子供を受け入れ、社会機能の維持に寄与してきた役割に鑑み、慰労金を全国一律に支給するよう他県と連携して国に対し要望したところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。

(教育長鈴木淳一君登壇)

◎教育長(鈴木淳一君) 答えいたします。

夜間中学につきましては、学び直しの場として重要であると認識しておりますが、その設置については、義務教育の提供であり、基本的には市町村において検討されるべきものと考えております。

なお、県立での設置については、継続して行う調査事業の中で研究してまいります。

◎三十八番(宮本しづえ君) 再質問いたします。



まず最初に、知事に伺いたいと思います。

私は、せめて二〇五〇年のCO<sub>2</sub>ゼロを表明すべきではないかというふうに申し上げました。そのことについては、言及がありませんでした。今地球温暖化対策にどう向き合っていくのか、これはまさに避けられない倫理上の問題だと思います。

CO<sub>2</sub>P26の開催地のイギリスでは、百六十の自治体が二〇三〇年までにCO<sub>2</sub>ゼロを目標とする取組を進めています。日本では、進んだ自治体でも二〇五〇年にCO<sub>2</sub>ゼロなのです。だから、世界からは二十年も遅れているのです。再エネ先駆けの地を目指す本県は、せめて二〇五〇年にCO<sub>2</sub>ゼロくらいは言えなくてはいけないのではないのでしょうか。

知事は、温暖化対策に取り組んでいるのだと、県も計画をつくって取り組んでいるのだということでしたけれども、私はそう言うのであればIGCC型の石炭火発の新設はやめるべきだと思います。

みずほ銀行は、高効率であつても石炭火発の建設にはもう融資をしないとの方針を示しています。国内からもノーカーボンの流れに沿う動きが出てきているということです。人類存亡の課題に向き合う知事の覚悟が私は求められているというふうに考えます。

せめて県のトップとして、しっかりと温暖化対策に取り組む、この姿勢を表明すべきだというふうに思いますので、再度伺います。

文化スポーツ局長に伝承館の運営について伺います。

今の答弁は、何も語り部には規制はしていないのだというような答弁に受け止められますけれども、県が作ったマニュアルはそうではないのです。語り部の活動マニュアルには、口演内容に含めないこととして、特定の個人、団体、または他の施設への批判、誹謗中傷等と記載しているのです。誹謗中傷を禁止するのは当たり前です。でも、批判は私は違うと思います。

これはいろんな意見があつて当然のこと、そういうことまで批判もするなと。この中には国も東電も含まれるというふうに解釈をされています。これは、県が原発の事故にどういう立場で向き合っているのか、これを象徴的に示すことではないかと思ひます。

この間の原発裁判でも、東電はもとより、国の責任を認める判決が多数を占めて、原発事故の加害責任は今や社会的に明確になっています。そういう中で、被災県が語り部の話す内容を検閲するようなことはやめるべきです。このマニュアルは適切ではないと私は思ひますので、これは撤回すべきと思ひますが、再度考えを伺ひます。

それから、慰労金の支給について子ども未来局長に伺ひます。

県としては、知事会を通して国にも要望しているということです。この活動は非常に重要だというふうに思ひます。ただ、もう国を待つていられないので、他県では独自に支給しましょうという取組が始まつているわけなのです。

だつたら、福島県としても、そういう重要な役割、専門職としての役割を担つてきた保育所や学童クラブの支援員について、その社会的な役割、仕事をしっかりと認識し、評価し、そして独自の慰労金の支給を行うべきだと思ひますが、改めて子ども未来局長の見解を伺ひたいと思ひます。

それから、避難者の支援について避難地域復興局長に伺ひたいと思ひます。本当に大変な状況があるのです。一人の県民も取り残さないのだと言つてきた県として、個々の実態を調査して、個々の実情に沿つた支援策を講じるといふのが被災県の県民に対する責任だと思ひます。

与党の第九次提言で、避難者の帰還の意思を確認しながら避難の実態をちゃんと正確につかめというような文言が出てきます。これはまさに帰還の意思の有無で避難者を分断することになるのではないかという懸念もあり

ます。しっかり実態を調査すべきと思いますが、再度伺います。

◎知事（内堀雅雄君）宮本議員の再質問にお答えいたします。

地球温暖化対策につきましては、県民、事業者、市町村など、あらゆる主体が一体となって県民総ぐるみの省エネルギー対策やリサイクルを一層推進するとともに、再生可能エネルギーの導入をさらに拡大するなど、二酸化炭素排出量の削減に総合的に取り組んでまいります。

（避難地域復興局長安齋浩記君登壇）

◎避難地域復興局長（安齋浩記君）再質問にお答えいたします。

震災から九年半が経過いたしましたして、避難者が抱える課題は個別化、複雑化しております。

そのため、復興支援員等によります戸別訪問ですとか、生活再建支援拠点での相談対応などにより丁寧な把握に努めているところでございます。

今後とも、把握した課題の解決に努め、避難者が生活再建を図ることができよう支援してまいりたいと考えております。

◎文化スポーツ局長（野地 誠君）再質問にお答えいたします。

伝承館における語り部の活動につきましては、一般的、常識的な範囲内で活動マニュアルを整理したものであり、語り部の方々が地震、津波、そして原発事故により経験した様々な出来事を伝え、その時々のお思いを率直に語る取組を進めているところであります。

◎こども未来局長（佐々木秀三君）再質問にお答えいたします。

慰労金の支給につきましては、国において感染リスクや重症化の可能性が高い医療や福祉の施設を支給対象としたところです。

県におきましては、保育所や放課後児童クラブの職員が感染リスクの高い業務に従事した際の業務手当をはじめとする感染対策経費に対する補助制度の活用を促してまいります。

◎三十八番（宮本しづえ君）再々質問をいたします。

まず、知事にもう一度伺いたいと思います。

様々取り組んでいるのだということなのですけれども、私はやっぱり県がCO<sub>2</sub>ゼロを明確に表明する、知事が表明する、あるいは議会が議決をするということ、内外にその姿勢を示すことによって、自らの取組をより積極的に具体的なものにしていくことができる、宣言あるいは表明するというのは、そういう意味合いを持つものだというふうに思います。そういう点で、改めてこの表明を知事がやるべきではないですかということをお求めたわけですので、その意思があるのかどうか再度伺いたいと思います。

それから、文化スポーツ局長に、この伝承館についてですけれども、要するにマニュアルがあるのです。マニュアルがあつて、そのマニュアルに沿つて、話してもいい中身について批判は駄目ですと明確に書いてあるわけですから、書いてあるものは適切ではないというふうにお認めになるのでしょうか。そうおっしゃるのだつたら、ちゃんと認めて、あのマニュアルは改定すべきです。その意思があるのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

それから、商工労働部長に伊達市のイオンモールの誘致について伺いたいと思います。

県は、商業まちづくり推進条例に基づいて適切に審査していくのだと、対応していくのだということですが、私も、福島県が二〇〇五年に全国に例のないような商業まちづくり推進条例をつくった、この原点に立ち返る必要があるのだと思うのです。

当時から人口減少が指摘されて、少子高齢化が政治課題となる下で、県民が安心して住み続けられるまちづくりが必要だという認識に立ってああいう条例がつけられた。これは先進的な条例だと私は評価しています。

公聴会で高齢者からは、まちの商店がなくなったら生活できなくなるのだという切実な思いが語られました。だからこそ、条例の基本方針でも市街化調整区域は大型商業施設を抑制すべき地区として、歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指してきたわけです。

伊達市において地区計画が策定されたとしても、県の推進条例の基本方針は変わらないわけです。だから、市街化調整区域への大型店の誘致は基本的には認められないというふうに考えられますけれども、この調整区域に認められるというのはどういう場合を指すのか、どういう場合が想定されるのか、改めて伺いたいと思います。

◎知事（内堀雅雄君）宮本議員の再質問にお答えいたします。

地球温暖化対策につきましては、まず県民、事業者、市町村などそれぞれの主体との連携を深め、二酸化炭素の排出削減に取り組んでまいります。あわせて、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大や県産水素の一層の活用促進に積極的に取り組むなど、二酸化炭素排出削減を進めてまいります。

◎商工労働部長（宮村安治君）再質問にお答えいたします。

商業まちづくり推進条例において、特に規模の大きな小売商業施設の適正な配置を図ることとしており、新設の届出がなされた場合には、周辺市町村等の意見を聞きながら適切に対応してまいります。

◎文化スポーツ局長（野地 誠君）再質問にお答えいたします。

伝承館における語り部活動のマニュアルにつきましては、一般的、常識的な範囲内で整理したものであり、その考え方を語り部の皆さんに改めて伝えるとともに、伝承館において、地震、津波、そして原発事故により経験した様々な出来事、その時々を思いを率直に語っていただくよう丁寧にお話をいたします。